

第2章 災害予防計画

第1節 建造物・公共施設等安全確保計画

第1 総則

地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、京都府が行う地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業、住宅・建築物安全ストック形成事業制度などの活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第2 建造物等の震災対策計画

1 計画の方針

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、「南丹市建築物耐震改修促進計画」に基づき推進する。

2 対象建築物等と具体的対策

(1) 公共建築物

ア 緊急時において、地域の防災拠点として、また、避難施設として活用が図られる施設については、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るとともに、非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、優先順位を付け、計画的な実施を図る。

市は、地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

ブロック塀については、学校等の公共建築物の安全点検を実施し、順次、撤去又は改修を実施する。

イ 学校は、常時多数の利用者があり、かつ、災害発生時には指定避難所としての機能も求められる防災対策上重要な施設が多いことから、計画的な取り組みで全施設の耐震改修完了を目指す。

ウ 既存耐震不適格建築物の対策

建築物の用途、建築年次、構造種別等により、計画的に耐震診断を実施するとと

もに、必要に応じ適正な改修計画を策定し、順次改修を行う。

エ 公共建築物のうち、多数の者が利用する一定規模以上の施設は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)で特定建築物として定められており、同法のもとで耐震性の確保を図る。(次項参照)

(2) 特定建築物

特定建築物については、「南丹市建築物耐震改修促進計画」で、平成27年度末での耐震化率目標値を90%としている。

耐震改修促進法で規定される特定建築物は次のとおりである。

特定建築物

- ① 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、福祉施設等多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの
- ② 火薬類、石油類、その他の危険物の一定数量以上のものの貯蔵場、処理場(※本市に該当建築物なし)
- ③ 避難経路等を閉塞させるおそれがある建築物

特定建築物については、京都府と連携して以下の対策を進める。

ア 計画段階における適切な耐震構造計画による設計、工事監理の徹底、適正な施工による一貫した建築の品質管理を指導する。

イ 建築基準法第12条の規定による定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を促進するとともに、必要な改修を指導する。

ウ 既存耐震不適格建築物については、耐震改修促進法による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。

エ 建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発するとともに、社団法人京都府建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。

オ 次の優先順位を考慮して耐震化を促進する。

- ① 防災拠点として使用する特定建築物(庁舎、学校、病院等)
- ② 緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する可能性がある建築物

(3) 住宅、その他の建築物

市民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指す。そのために、住宅その他特定建築物以外の建築物については、京都府と連携して以下の対策を進める。

特に住宅については、「南丹市建築物耐震改修促進計画」で平成27年度末での耐震

化率目標値を90%としている。

ア 地震時に市民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止や、震感ブレーカーの設置等地震に対する安全性を向上する取り組みについて京都府や関係団体と連携し普及・啓発するとともに支援を行い、住宅の減災化を推進する。

イ 耐震相談窓口を設置とともに、マスメディア等を活用した市民への広報やフェアなどによる制度周知を市町村や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。

ウ 木造住宅については、「南丹市木造住宅耐震診断士派遣事業」により耐震診断を促進する。

エ 北山型入母屋づくりの伝統的建造物について、専門家との協議をすすめて、独自の耐震診断基準が整備可能となった場合、これを用いた耐震診断の支援を行う。

オ 耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資（リフォーム融資）、京都府住宅改良資金融資制度（21世紀住宅リフォーム）、南丹市耐震改修促進助成事業等により、改修を促進する。

カ 市は京都府と連携し、ブロック塀等について、建築基準法上危険なブロック塀の除却を啓発する。

キ 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

ク 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し落下防止対策の重要性についてホームページ等で啓発する。

（4）緊急輸送道路沿道建築物

市内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、京都府と連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

ア 市町村の区域を超える救援活動等の支援のために、次により、地震直後において通行の確保が必要な施設間を結ぶ道路を緊急輸送道路から選定する。

（ア）高速道路網を基幹道路として構成

（イ）迅速な支援活動等を実施するために必要とされる施設とインターチェンジを結ぶ緊急輸送道路を選定

◇対象施設：京都府庁・広域振興局、広域防災活動拠点、自衛隊駐屯地、PAZ避難時集結場所

イ 対象建築物<通行障害既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法第5条第3項第2号>昭和56年5月31日以前に着工し、地震時に道路を閉塞するおそれがある建築物を耐震化の対象とする。

ウ 対象建築物の所有者は、令和5年3月31日までに建築物所在地の所管行政庁（京都府・京都市・宇治市）に対象建築物の耐震診断結果を報告する。

エ 対象建築物の所有者に周知し、耐震診断の実施を支援するとともに、耐震性が不足する建築物については、耐震改修等の耐震化を促進する。

(5) 重点的に耐震性能の向上を図る地域・建築物

老朽化した建築物が密集している地域では、地震時の建物の倒壊による避難路の遮断や、火災発生時に消火活動が阻害されるなど、被害の拡大が予想される。また、地域の防災拠点として機能する施設の周辺地区においても、建物の倒壊により防災拠点への避難経路が遮断されたり、ライフラインの遮断による被害等により、当該施設が防災拠点としての機能を果たせなくなるおそれや、倒壊した建築物が道路を遮断することによって地域の復旧活動が困難になることも考えられる。阪神・淡路大震災の被害状況からも建物の倒壊率が高い地区においては、集団火災の発生が多く報告されており、これらの火災を防止したり、防災拠点としての機能を確保するためにも一定の区域での耐震性能の向上を図ることが重要であり、これらの区域の建築物の耐震診断・改修を促進する。

(6) 普及・啓発の推進

京都府及び関係団体と連携して建築物所有者等に対し、広報紙等により自治会を通じて建築物の震災対策の必要性を訴えるとともに、耐震診断・改修についての情報提供を行い、既存建築物の耐震診断・改修を促進する。

(7) 液状化対策

市は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特徴を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、府民への適切な情報提供等を図るものとする。

(8) 市民等が耐震改修等を行いやすい環境整備

市民の耐震診断・改修に関する問い合わせに応じられるよう対応窓口を整備し、下記の対応を行うものとする。

ア 簡易耐震診断の紹介

自分の家の耐震性を相談にきた市民に対し、「誰でもできるわが家の耐震診断」(監修：国土交通省住宅局)のリーフレット等により簡易診断の説明を行い、おおよその目安がつけられるように紹介する。

イ 耐震診断実施者の紹介

南丹市木造住宅耐震診断士派遣事業の対象となる住宅所有者から、既存建築物の耐震診断の相談があった場合は、京都府木造耐震診断士登録制度要綱に基づき、京

都府木造耐震診断士登録簿に登録された建築士を紹介する。

ウ 耐震改修に対する融資のあつ旋

京都府住宅改良資金融資制度（21世紀住宅リフォーム資金）、独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資（リフォーム融資）を利用し、住宅のリフォーム（増改築・修繕・耐震改修）に必要な資金を長期に、低利率で融資を受けるために取扱金融機関へのあつ旋を行う。

(9) ブロック塀等の安全性の確保、屋外広告物等の落下防止

市は、民間建築物の新築または改築等に際し、ブロック塀等の安全確保と倒壊防止を講じるよう所有者に呼びかける。ブロック塀について早急に調査・改善の望ましい場所としては、学校、公共施設、公園、通学路、道路幅員以上の高さを有する塀、歩道幅員以上の高さを有する塀などがあげられる。

市は、その管理する道路について、地震により落下事故等が生じる恐れのある屋外広告物等について、その設置者に対し改善措置を講じるよう指導する。また、府道については同様に、京都府に要望し、屋外広告物等の落下防止を推進する。

3 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

(1) 地震被災建築物応急危険度判定の必要性

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、応急危険度判定技術を有する人材の養成を図るとともに、地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制等について、京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で決定して整備する。

(2) 応急危険度判定制度の整備

ア 京都府による地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成

(ア) 建築士等を対象に応急危険度判定技術講習を実施する。

(イ) 講習受講者からの申し出により判定士として京都府に登録する。

(ウ) 他府県から転居した判定士も、簡単な手続きで京都府に登録する。

イ 応急危険度判定体制の確立

(ア) 京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において実施体制及び判定士の連絡システム等の整備を行う。

(イ) 全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会により判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、応急危険度判定体制の充実を図る。

(ウ) 市は、判定主体として、応急危険度判定に必要な調査表、判定ステッカー等を確保するなど資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制を整備す

る。

(エ) 京都府は、判定士の二次災害に対応するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が整備した民間判定士の判定活動に関する補償制度に加入する。

4 被災宅地危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、京都府は市町村との連携により、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図る。

また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう京都府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において実施体制及び被災宅地危険度判定士との連絡システム等の整備を進める。

市は、判定主体として、危険度判定に必要な調査表、判定ステッカー等を確保するなど資機材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制を整備する。

5 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

(1) 応急仮設住宅建設適地の確保

市は、あらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておく。

(2) 応急仮設住宅建設に関する協力体制の確立

京都府は、応急仮設住宅の建設にあたって住宅建設業者のあつ旋その他の協力を得るための体制を確立しておく。

(3) 既存施設の利用

ア 市及び京都府は、あらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定しておく。

イ 民間住宅やホテル・旅館等の関係業界団体から、一時居住施設として提供が可能な施設に係る情報の提供システムを確立しておく。

第3 電気施設防災計画

1 計画の方針

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。さらに、地震発生時の被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講じる。

なお、関西電力送配電株式会社は「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、事前対策の検討や京都府との連携強化を図る。

2 計画の内容

一般計画編 第2章第15節第2の4「地震対策」を準用する。

第4 上水道施設防災計画

一般計画編 第2章第28節「上下水道施設防災計画」を準用するとともに、諸施設の耐震性を高め、震災時の被害を最小限にとどめるものとする。

第5 学校等の防災計画

一般計画編 第2章第29節「学校等の防災計画」を準用する。

第6 都市公園施設防災計画

1 現況

南丹市における次の都市公園は、震災時に指定緊急避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

※資料編3－(47) 南丹市の都市公園

2 計画の方針

都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に指定緊急避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するのに必要な施設整備を行う。

また、広域避難場所となるオープンスペースを確保するため、公園緑地の整備推進を図る。

3 計画の内容

(1) 都市公園の防災機能整備

各都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

ア 防火帯となる植樹帯等の整備

イ 指定緊急避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に活用可能な広場、駐車場及び屋外運動施設（競技場、球技場、野球場、テニスコート等）を整備するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策

ウ 避難施設や防災拠点として活用可能な体育館、管理事務所、クラブハウス等の建築物について、必要に応じた整備

エ 避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

(2) 公園緑地の整備計画の策定

環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図るため、必要に応じ

て都市緑地法に基づき、市の「緑の基本計画」の策定を行う。

第7 通信放送施設防災計画

一般計画編 第2章第14節「通信放送施設防災計画」を準用する。

第8 鉄道施設防災計画

1 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って、社会的使命を発揮する。

また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

2 計画の内容

(1) 鉄道各社の共通の対策

地震災害に対して、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ア 高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強
- イ 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- エ トンネルの維持、補修及び改良強化
- オ 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- カ 建物等の維持、修繕
- キ 通信設備の維持、補修
- ク 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ケ 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- コ 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- サ 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- シ 危険及び不良箇所の点検整備
- ス 落石、倒木警報装置の点検整備
- セ 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ソ その他防災上必要なもの

(2) 西日本旅客鉄道株式会社の計画

ア 在来線における地震時運転規制

現行、体感もしくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行なっているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

イ 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方および落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した。また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有化を図ることとする。

第9 道路及び橋梁防災計画

1 計画の方針

重要物流道路及び代替・補完路や、地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）について、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

2 計画の内容

一般計画編 第2章第6節「道路防災計画」によるほか、京都府への改良・整備の要請も含め、次のような計画を進める。

(1) 災害に強い道路の整備

崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を進める。また、市街地内の避難路となる道路については、交通機能を確保するための無電柱化など、災害に強い道路整備を行う。

(2) 重要な道路構造物の整備

ア 橋梁の整備

地震による橋梁の落下や重大な段差の発生を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁の適正な管理と整備を推進する。

イ トンネルの整備

地震災害時の交通機能を確保するため、トンネルの安全点検調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については、計画的な整備を進める。

第10 河川施設防災計画

1 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため市内の河川の危険箇所等を把握し、京都府に整備促進を要請するとともに、河川改修等の防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

また、本市域内には、一般計画編第2章第3節第3に示す大野ダム（国土交通省）、日吉ダム（水資源機構）、世木ダム（関西電力と水資源機構との兼用工作物）が建設されている。ダムには常時貯水が行われているので、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、ダム管理者において常時

設備の保守管理を徹底するとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

2 河川施設防災計画

- (1) 耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水ポンプ場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、浚せつ等を実施する。また、京都府によるテレメーターシステム等からの的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制の有効活用に努める。
- (2) 河川は、火災等には河川自体が防火帯の機能を発揮したり、河川管理用通路を非常用道路として、また、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、こういった機能の向上を目指した河川整備を行う。
- (3) 避難のための広場整備を行う。
- (4) 緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。
- (5) 緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

3 ダム及び関連設備等

(1) 保守管理の徹底

ダム設計に関連する諸資料（設計基準、設計図、設計計算書、地質、水文、気象、管理点検要領等）を整備し、平常時の維持管理を徹底するものとする。

(2) 危険度判定と対策工事の施工

老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見して、安全性を考慮して必要な修理及び対策工事を実施するものとする。

(3) 情報伝達体制等の整備

気象に関する予警報及び地震情報の受信・伝達体制を確立するとともに、放流時における情報の伝達体制並びに伝達設備を整備して、ダム下流地域の災害を未然に防止するものとする。

第11 砂防及び治山施設防災計画、地すべり急傾斜地防災計画

地震等の際には、山腹崩壊地や、地すべり、地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなどいわゆる二次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念されることから、一般計画編 第2章第4節「林地保全計画」、第2章第5節「土砂災害予防計画」を準用して、これらの対策を推進する。

第12 ため池等防災計画

1 計画の方針

ため池には常時貯水が行われているので、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させ

るとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

また、災害の未然防止を図るため、改修を要するため池については計画的な整備を推進することとし、「要改修ため池」の早期改修を促進する。

※ 「要改修ため池」は、資料編2-(3)「ため池」を参照

2 ため池及び関連設備等の計画の内容

(1) 台帳整備と保守管理の徹底

市内に存在するため池の諸元や情報（所在地、規模、形式、管理者、図面、現況写真、改修歴、被害想定等）などを記載したため池台帳（京都府によるデータベース）を、地震時における対策や地域の防災対策に役立てることとする。

また、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な措置が行えるよう啓発する。

(2) 点検調査と防災対策工事の施工

「要改修ため池」に重点をおいた、定期的な点検調査（老朽度、漏水堤体損傷、諸設備の故障及び能力不足、堆積土等の調査）を行い、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努めるとともに、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するようため池管理者に対して注意を促すとともに、必要な対策工事や措置を行うよう指導する。

なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ICT）の付加を検討する。

(3) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策

市町村及びため池管理者は、地震時における緊急連絡体制を確立し、また、地震時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行うとともに、必要に応じ、緊急放流などの対策を講ずる。

なお、市及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。

(4) 地震時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

第13 危険物等施設防災計画

一般計画編 第2章第11節「危険物等保安計画」を準用し、地震災害時ばかりでなく、その他の災害時においても危険物等に起因するいかなる災害の発生をも防止し、関係事業所、周辺環境、地域住民等に被害が及ばないよう万全の措置を講じる。

第14 農地農業用施設（ため池を除く）の防災計画

1 計画の方針

地震時などにおいて、農地や農業用施設そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対して保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修にあたっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所等として活用することを検討する。

2 計画の内容

(1) 保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対して、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

(2) 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

地震により人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修にあたり耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

(3) 防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、指定緊急避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。

また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

利用可能な農地・農業用施設は、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

第15 地震防災緊急事業5箇年計画の推進に関する計画

地震防災対策特別措置法に基づき、知事が、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成28年度に策定した第5次地震防災緊急事業五箇年計画に引き続き、次の方針に沿って作成した第6次五箇年計画（令和3年度～令和7年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。

(1) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し京都府全域とする。

(2) 計画の初年度は令和3年度とする。

(3) 計画対象事業は、次の地震防災対策特別措置法で掲げられた施設等について、市等の意向を取り入れながら、事業の選定、具体化を図っていく。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 12 7～10に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 13 河川管理施設
- 14 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 15 地域防災拠点施設
- 16 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 17 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 18 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 19 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 20 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2節 地震に関する情報の伝達計画

第1 計画の方針

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって「地震に関する情報」を発表し、関係機関はこの情報を市民等に通報又は周知徹底する。

第2 緊急地震速報の実施及び実施基準等

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

第3 地震に関する情報

地震に関する資料や状況を速報するための「地震に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

1 地震に関する情報の種類

地震情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名※（全国を188地域に区分）と地震の検知時刻を速報。 ※南丹市の地域名は「京都府南部」
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

2 伝達される情報

- (1) 地震に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達される。

ただし、「遠地地震の震源・震度に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達される。また、「各地の震度に関する情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点が伝達される。

- (2) 地震に関する情報の伝達手段並びに伝達経路は、「気象予報警報の伝達系統」に準じて行われる。

3 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

- (1) 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波の恐れがないと判断できたとき。

- (2) 震源・震度に関する情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。

ア 京都府内で震度3以上

イ 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上

ウ その他の地域で震度6弱以上

- (3) 各地の震度に関する情報

京都府内で震度1以上の地震を観測したとき。

- (4) 遠地地震の震源・震度に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき。

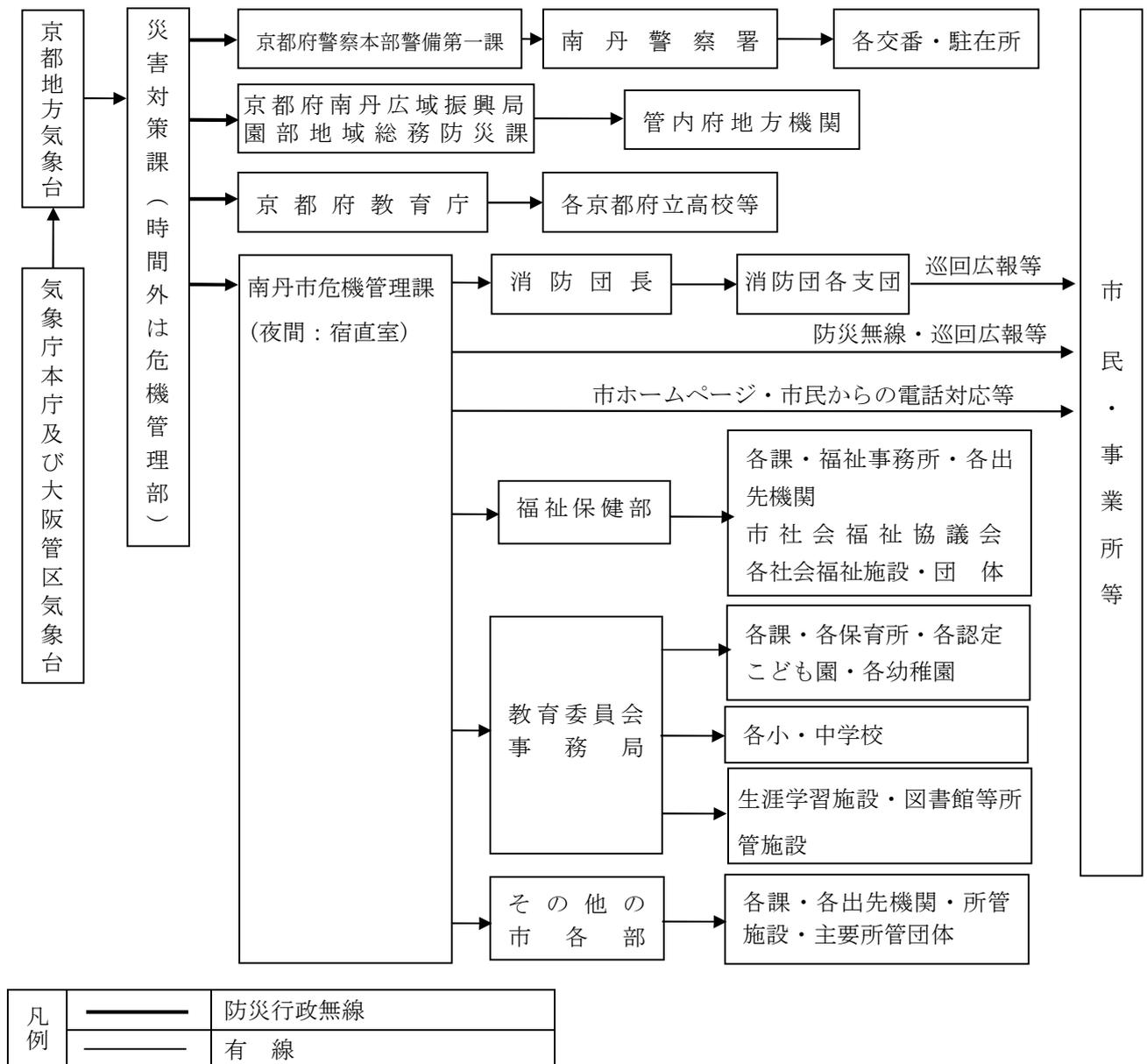
- (5) その他の情報

その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

第4 伝達系統及び伝達方法

- 1 情報及び注意報等は京都府防災・原子力安全課及びN T T西日本を通じて危機管理課に通知される。
- 2 危機管理課は、予報警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- 3 時間外において通報を受理した場合は、危機管理課長に連絡するとともに伝達系統により市内伝達先へ通報する。
- 4 有線通信途絶時における伝達については、防災行政無線、広報車等を活用する等、最も迅速な方法により市内伝達先へ通報する。

地震に関する情報の伝達系統



第5 東海地震関連情報

1 東海地震関連情報の種類及び発表内容

東海地域において気象庁が常時監視している観測データに異常が認められた場合、東海地震強化地域（東京都、神奈川県、長野県、山梨県、静岡県、三重県、愛知県、岐阜県の計8都府県160市町村、平成22年4月1日現在）に係る大規模地震発生の可能性の有無を中心として、次のような「東海地震関連情報」が発表される。

東海地震関連情報の内容

種類	内容等
東海地震に関連する調査情報(臨時)	東海地域における観測データに異常が認められたときに、その現象が強化地域に係る大規模地震の前兆現象であるか直ちに判断できない場合又は前兆現象とは関係がないことが分かった場合に発表される。
東海地震注意情報	観測データに異常が認められたときに、その現象が強化地域に係る大規模地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。
東海地震予知情報	強化地域に係る大規模地震の発生のおそれがあると判断された場合に、発表される。

- 2 伝達系統及び伝達方法
本節第4に準じて行う。

第6 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 通報すべき異常現象

異常な現象とは、おおむね次のようなものをいう。

- (1) 異常水位
- (2) なだれ
- (3) 地すべり
- (4) 火災

2 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

- (1) 市役所
- (2) 警察（110番通報又は最寄りの警察署・交番等）
- (3) 消防署（119番通報又は最寄りの消防署・出張所）
- (4) 消防団

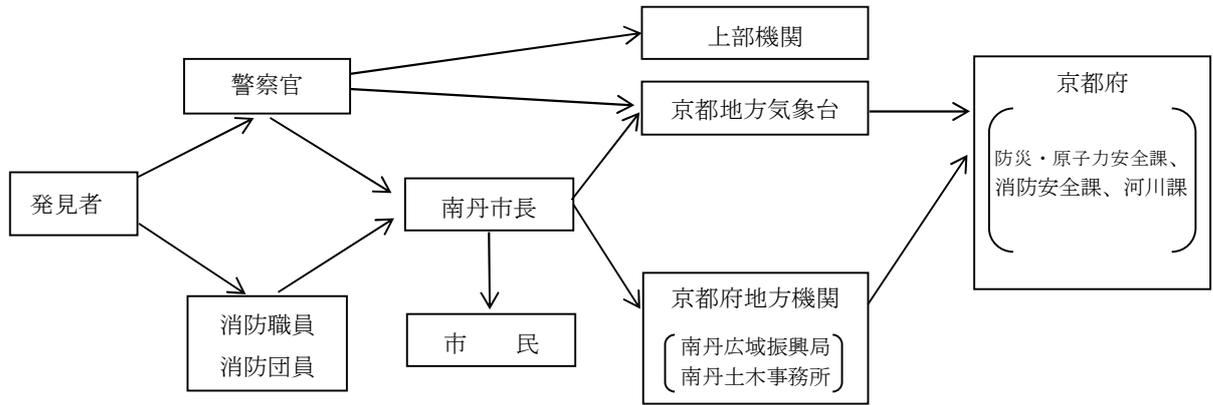
3 市長への通報

異常現象を発見した場合あるいは市民から通報を受けた市職員、消防職員、警察官又は消防団員は、直ちに市長（危機管理課）に通報する。

4 市長の関係機関への通報

市は、前項の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに次の通報系統により通報する。

異常現象発生時の通報系統



5 市民に対する周知徹底

異常現象発見時における通報先については、平素から市広報等により市民に周知徹底しておく。

第3節 情報連絡通信網の整備計画

第1 計画の方針

一般計画編第2章第2節「情報連絡通信網の整備計画」に定めるもののほか、次のとおり整備に努める。

第2 緊急地震速報伝達システムの整備

地震発生時に住民等が確実な地震対応行動に移れるよう、緊急地震速報を迅速に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

市においては、住民の緊急地震速報の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第4節 医療助産計画

一般計画編第2章第22節「医療助産計画」を準用するものとする。

第5節 消防予防計画

第1 計画の方針

消防組織の整備については一般計画編 第2章第12節「消防組織整備計画」により進めるが、大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等、多面的な対策を実施する。

第2 出火防止、初期消火対策

1 出火防止計画

- (1) 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
- (2) 各家庭への広報を図り、家庭内から出火の要因の軽減を図るため、耐震装置付器具（強い地震の揺れを感知し、自動消火する装置の付いた器具）の使用等の広報を行う。
- (3) 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- (4) 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- (5) 耐震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。

2 初期消火計画

- (1) 震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。
- (2) 初期消火の技術指導の普及を図る。
- (3) 消防団等に可搬式動力ポンプ等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

3 地域住民等の協力

- (1) 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。
- (2) 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。
- (3) 市が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に努める。
- (4) 初期消火の要となる消防団の活性化の促進及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

第3 火災拡大防止計画

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防用設備等の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

第4 相互応援協定

本市は一般計画編第3章第6節第7「相互応援計画」のとおり消防に関する相互応援協定を締結しているが、今後は同時に被災する可能性の少ない京都府内外の市町村と、人的・物的応援や被災児童生徒等の一時疎開先としての協力体制を含む応援協定の締結を検討する。

※資料編3－(48) 応援要請連絡系統

第6節 避難に関する計画

一般計画編第2章第30節「避難に関する計画」を準用するものとする。

第7節 交通対策及び輸送計画

一般計画編第2章第21節「交通対策及び輸送計画」を準用するものとする。

第8節 災害応急対策物資確保計画

第1 計画の方針

一般計画編第2章第16節「資材器材等整備計画」に定めるもののほか、次のように確保することとする。

第2 備蓄の充実及び調達体制の強化

大規模な地震が発生した場合には、発生後約3日で救援物資の到着が望めることから、本市においては各家庭と市で備蓄する物資、食料を発生後の3日分に目標をおき、備蓄を図るものとする。

備蓄する品目については順次協議を行い、市民にも各家庭においても備えるよう広報を行う。

第9節 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

一般計画編第2章第24節「廃棄物処理等に係る防災体制の整備」を準用するものとする。

第10節 文化財防災計画

文化財の防災については一般計画編第2章第10節「文化財防災計画」により進めるが、建造物に係る震災対策については、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年1月17日策定）に基づいて、使用者等に維持管理及び使用方法の改善、補強を伴う修理事業の推進、周辺環境の整備、防災施設等の充実について助言指導を行い、貴重な国民的財産である文化財の保全に万全を期することとする。

第11節 学校等の防災計画

一般計画編第2章第29節「学校等の防災計画」を準用するものとする。

第12節 市民及び自主防災組織等の活動推進計画

第1 計画の方針

大地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり、活動能力が著しく低下することが予想される。このような事態においては、被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要となる。これらの自主的な防災活動を行うに際しては、市民が地域ごとに、職域的に団結し組織的に行動することによってこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、地域あるいは施設ごとに、地域住民又は施設関係者によりその実情に応じた自主的な防災組織を設置すること及び日頃から震災の発生を予想した訓練を実施することについて指導することが、被害を軽減する鍵となるとの認識により、その重要性を市民等に周知し、防災活動の活発化を図る。

第2 計画の内容

市民及び自主防災組織等の活動計画は一般計画編第2章第19節「自主防災組織整備計画」、同じく第2章第17節「防災知識普及計画」により推進するものであるが、大地震が発生した場合、特に防災関係機関の防災活動が遅れたり、活動能力の著しい低下が予測されること、市民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等の迅速かつ適切な実施が求められることから、建物の耐震化はもとより、「自分らの生命、財産は自分たちで守る」という認識を醸成していく啓発活動の周知徹底を図るものとする。

第13節 防災知識普及計画

一般計画編第2章第17節「防災知識普及計画」を準用するものとする。

第14節 防災訓練計画

第1 計画の方針

防災訓練計画は、一般計画編第2章第18節「防災訓練・調査計画」により推進するものであるが、さらに大規模地震に対応した訓練の実施等について必要な事項を定める。

第2 大規模地震に対応した訓練

1 自衛隊との通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素の一つとなる。

災害対策本部長（市長）、災害対策副本部長（副市長、教育長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法を京都府と協議し、訓練の中に含めるよう検討する。

2 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実化のため市内のアマチュア無線通信等の利用も図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

3 自主防災組織等による訓練の実施

自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。

訓練の際は、防災関係に従事する市職員等を派遣し、指導を行う。

4 緊急地震速報への対応

訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第15節 ボランティアの登録・支援等計画

一般計画編第2章第26節「ボランティアの登録・支援等計画」を準用するものとする。

第16節 広域応援体制の整備計画

一般計画編第2章第27節「広域応援体制の整備計画」を準用するものとする。

第17節 行政機能維持対策計画

一般計画編第2章第25節「行政機能維持対策計画」を準用するものとする。

第18節 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

一般計画編第2章第23節「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」を準用するものとする。

第19節 震災に関する調査研究資料の集積と活用

第1 計画の方針

大地震による被害は複雑かつ多様であり、その被害の甚大性、複雑性は非常に大なるものが予想される。したがって、震災を防止し又は震災が発生した場合の被害の拡大を防止するため、公共施設等の維持管理を強化するとともに、国土保全事業、都市の防災対策事業等を計画的かつ総合的に推進する必要がある。このためには、震災に関する科学的な調査研究が要請される場所であり、きめ細かな震度分布把握のシステムの構築が必要である。

京都府が実施している震災対策基礎調査、建物被害・人的被害を主とした被害想定調査結果はもとより、地域の安全性の向上・防災体制とその有機的な連携など、地震に際してその被害を最小にするための調査研究結果などを集積し、効率的な震災対策の具体策を樹立するための指標として活用し、ハード、ソフト相互に連携する有機的かつ機動的な総合防災対策の推進をめざすものとする。

第2 災害予防に関する調査研究

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配慮していく必要があり、これに資する調査結果を集積する。

1 防災まちづくりに係る基本調査

大地震時に発生すると思われる火災及びその他の被害を最小限に止めるため、次の調査結果を集積し、防災まちづくりの基礎資料として活用する。

- (1) 地盤及び地質に関する調査
- (2) 建築物の不燃化・耐震性および落下物に関する調査

- (3) 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- (4) 地下埋設物に関する調査
- (5) 危険物貯蔵所等に関する調査
- (6) 防災空間の整備拡大に関する調査

2 公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、これの破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

3 公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接的に市民の生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。したがって、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

- (1) 道路及び橋梁の耐震に関する調査
- (2) ため池の耐震に関する調査
- (3) 河川及び河川工作物の耐震に関する調査

第3 火災の防止に関する調査研究

1 地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の様態は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査結果の集積を図り有効に活用する。

- (1) 地震火災の拡大原因に関する調査
- (2) 地震火災を最小限に食い止める方法に関する調査

2 大震火災に関する調査

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的な重要事項に関する調査結果の集積を図り、個別対策及び地域対策の指針を確立し、地域の防災化対策に資する。

- (1) 初期消火に関する調査
- (2) 火災の拡大防止に関する調査

第4 避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならないが、現在指定した避難場所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化したり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合は起り得る。したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定期間毎に安全性に

ついて調査確認する。

- 1 指定避難所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- 2 指定避難所とそこに至る避難道路の安全化をめざす災害防止帯設定のための基礎調査
- 3 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
- 4 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から避難場所の安全性を確保するための調査

第20節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

一般計画編第2章第31節「観光客保護・帰宅困難者対策計画」を準用するものとする。